

南シナ海仲裁判決と竹島問題

中野徹也（関西大学）

1. はじめに

- ・ 中国の反対にも関わらず、なぜ裁判は成立したのか？
- ・ 竹島問題についても、裁判は成立するか？

2. 仲裁判断の概要

(1) フィリピンの申立

- ・ 「九段線」に囲まれている南シナ海の海域について、中国が主張している「歴史的権利」は、条約に反し、法的効力がない
- ・ スカボロー礁は、排他的経済水域または大陸棚に対するいかなる権原をも生じさせない
- ・ ミスチーフ礁およびセカンド・トーマス礁は低潮高地であり、領海、排他的経済水域または大陸棚に対する権限を生じさせない
- ・ ミスチーフ礁およびセカンド・トーマス礁は、フィリピンの排他的経済水域および大陸棚の一部
- ・ スカボロー礁でフィリピン漁民が伝統的に行ってきた漁業活動を、中国が妨害しているのは不法

(2) 中国の態度

⇒ 仲裁手続の受諾および出廷を拒否

【理由】

- ・ 本件は南シナ海の島嶼に対する領域主権をめぐる紛争
- ・ 本件は、2 国間の海域の境界画定に関する紛争
- ・ 中国とフィリピンは、本件を交渉により解決することに合意
- ・ フィリピンは本件紛争の解決手段について意見の交換を行わなかった

(3) 仲裁廷の判断

① 管轄権 (=裁判を行う権限) の確認

- ・ 中国欠席の効果
→ 「欠席は、手続の進行を妨げない」(附属書 VII 第 9 条)
- ・ フィリピンの請求は、主権に関わるものではない
→ 「仲裁判断は、南シナ海の領有権をめぐる当事者の主張の当否にふれるものではない」
- ・ フィリピンの請求は、海の境界画定に関わるものではない
- ・ 当事者が合意している他の紛争解決手段は存在しない
- ・ 当事者は紛争解決手段について意見を交換してきた

② 「九段線」の効力

- ・ 「九段線」内にある生物資源および非生物資源に対する歴史的権利の主張は、国連海洋法条約が定めている中国の海域の限界を超える限りで、同条約に反する
→ 国連海洋法条約、排他的経済水域および大陸棚の範囲内で、歴史的権利を主張する余地を残していない

③ 地物の地位

- ・ スカボロー礁
→ 「岩」であり、排他的経済水域または大陸棚を有しない
- ・ ミスチーフ礁およびセカンド・トーマス礁は低潮高地であり、領海、排他的経済水域または大陸棚を有さず、領有の対象にならない地物
- ・ ミスチーフ礁およびセカンド・トーマス礁は、フィリピンの排他的経済水域および大陸棚の範囲にある
→ スプラトリー諸島の高潮時地物の中に、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持すること」のできるものはない
→ スプラトリー諸島の高潮時地物の中に、排他的経済水域又は大陸棚を有するものはない
→ 係争海域に、フィリピンが、ミスチーフ礁およびセカンド・トーマス礁で有する権原との重複を生じさせるような地物はない

- ・ スカボロー礁でフィリピン漁民が伝統的に行ってきた漁業活動を、中国が妨害しているのは不法
 - 領海内での伝統的な漁獲の権利は保護されている
 - 「伝統的な漁獲の権利」を規律する「外国国民の既得権の取扱いに関する規則」は「国際法の他の規則」
 - 国家は「私権」であり「既得権」である「伝統的な漁獲の権利」を尊重しなければならない
 - 中国の妨害行為は「国際法の他の規則」に反する

3. 竹島問題との関連性

(1) 「島の制度」に照らしてみた竹島の地位

- ・ 竹島は排他的経済水域又は大陸棚を有する「島」なのか？

(2) 伝統的な漁獲の権利

- ・ 竹島周辺海域で漁獲を行う伝統的な権利は存在するか？

4. むすび

- ・ 竹島問題に関する裁判成立の可否は請求内容による
 - ⇒ 領有権の問題にふれず、かつ領有権に対する日本の立場を損なわないような請求を行う必要あり